新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書の交付について

1 概要

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書(以下「接種証明書」という。)は、予防接種法施行規則附則第18条の2の規定に基づき、第1号法定受託事務である新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事務の一手続として、市区町村が住民に対して実施したワクチン接種の記録等について、接種者からの申請に基づき、当該ワクチン接種を実施した市区町村において発行し交付するもの(別紙1(国の説明資料)参照)

2 対象者

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを接種した時点で福生市に住民 登録があった者

3 発行部署

市民部総合窓口課

4 交付事務

接種証明書の交付は、次のとおり行う。

(1) 申請

ア 申請の受理

申請者は、窓口又は郵送により申請を行う。なお、接種証明書の発行 は海外渡航での活用を想定し、渡航先の国・地域を明記させるとともに、 旅券の提示を求め、真に必要な場合のみに申請できるものとする。

イ 申請時に提出を求める物

- (ア) 必須書類
 - ·申請書(別紙2)
 - ・旅券(パスポート)(有効期限内のものに限る。)
- (イ) 紛失していない限り提出を求める物
 - 接種券(ワクチン接種を受ける際に使用したシール台紙)

- ・新型コロナウイルスワクチン予防接種済証(臨時)又は新型コロナウイルスワクチン接種記録書(ワクチン接種をした際にワクチンのロット番号等のシールを貼り付けた物)
- (ウ) その他必要に応じて提出を求める物
 - ・委任状 (代理人による請求の場合)
 - ・旧姓・別姓・別名の確認のとれる本人確認書類
- ※郵送での申請も可能。郵送の場合には、原則として申請書をホームページから印刷し、必要事項を記載の上、必要書類のコピーと一緒に、氏名と送付先住所が記載された本人確認書類の写し、84円以上の切手を貼り返送先住所を記載した返信用封筒を同封し郵送していただく。

(2) ワクチン接種記録との照会及び確認

接種券番号、マイナンバー又は氏名・生年月日・性別の3情報のいずれかによりワクチン接種記録システム($VRS:Vaccination\ Record\ System$ (以下「VRS」という。))にて接種記録を照会し、申請書及び提出を求めた書類との照合により確認を行い、必要があればVRSに登録又は補正を行う。

(3) 接種証明書(別紙3)の交付

旅券に記載された追加情報(国籍、旅券番号)の入力を行い、交付する。 なお、改ざん防止対策のため、接種証明書は改ざん防止用紙を用いる。

※接種証明書の発行にはVRSにて、接種記録の確認を行うか、接種済証、接種記録書にて接種の確認を行う必要がある。VRSへの登録には、医療関係者、五輪関係者は3か月程度、職域に関しては2か月程度必要となり、接種済証等の接種記録を確認できる書類を申請者が紛失している場合などには、接種記録の確認が本人の陳述のみとなるため、VRSに登録されるなど事実確認を行えるまで、発行に時間を要する場合がある。

5 手数料

無料

予防接種法に基づく法定受託事務である新型コロナワクチン接種と一体的な事務として行うことを踏まえ、発行に係る事務費は国費で措置することとなり、当分の間、申請者への手数料は求めないこととする。

6 発行開始予定日

令和3年7月26日(月曜日)

7 根拠法令

予防接種法施行規則

附則第十八条の二 法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った 者は、当該予防接種を受けた者であって、海外渡航その他の事情によ り、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたこと を証する書類(以下この条において「予防接種証明書」という。)を 求めるものに対して、これを交付するものとする。

2 前項の予防接種証明書の様式は、様式第三とする。

(施行期日 令和3年7月26日)

8 周知・広報について

- (1) ホームページ
- (2) 令和3年8月1日付け市広報

9 その他

- (1) 海外渡航で必要な方のみに発行を行う。
- (2) 当分の間、書面での交付となるが、将来的には電子化を目指す。

新型コロナウイルスワクチン接種証明書の発行手続について(案)

1. 接種証明書とは

予防接種法に基づいて市区町村で実施された新型コロナウイルスワクチンの接種記録等を、接種者からの申請に基づき交付するもの

2. なぜ接種証明書が必要なのか

国際的な人的往来における利用の際、予防接種を受けた本人に対して接種事実を証明する接種済証では、英語の表記、記載事 項の不足、偽造防止対策といった課題があるため、接種済証とは別にワクチン接種証明書を発行する必要がある

3. 発行主体

予防接種を実施し、個人の接種記録を管理する市区町村において、予防接種法に基づく臨時予防接種(法定受託事務)の一 手続として発行する

4. 証明内容

接種証明書には、新型コロナウイルスワクチンの接種記録(ワクチンの種類、接種年月日など)と接種者に関する事項(氏名、生 年月日、旅券番号など)を記載する

※証明内容の詳細については、今後、諸外国の動向等を踏まえて決定

5. 発行手続の概要

- ①窓口または郵送で申請を受理(将来的には電子申請を可能とすることを目指す)
- ②ワクチン接種記録システム(VRS)を使用して審査・入力 ③窓口または郵送で証明書を交付(当面、書面での交付とし、将来的には電子化を目指す)

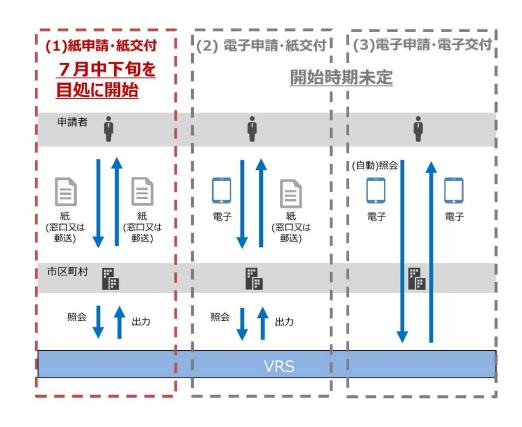
※当面、用途を国外利用に限定し、交付請求時には旅券の提示を必須とするとともに、真に必要な場合のみ取得するよう周知広報

<u>6. 実施時期</u>

本年7月中下旬を目途に書面での交付が可能となるよう準備を進め、交付開始時期は諸外国との調整状況を踏まえて確定

1

接種証明書発行手続のステップ



利用における電子化

※今後、並行して検討

- 2次元コードの発行
- デジタル証明書アプリとの 連携



2

紙申請・紙交付の手続の流れ①

1. 申請(窓口又は郵送)

(1) 申請者が、以下の書類を用意 ※郵送の場合、②~⑤は写し (写しについては返却不要)

必須の書類

① 申請書

(申請書イメージは後述スライドに記載)

② 旅券

(本人確認および記載事項確認のため)

紛失した場合を除き、持参を求める書類

(接種券番号の把握により、接種記録がスムーズに照会できるため)

- ④ 接種済証か接種記録書、又はその双方 (接種事実を確認するため)
- ※ 接種券を紛失した場合、原則、マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーが記載された住民票の写し等) を求める。いずれも提示できない場合は住所の記載された本人確認書類でも可とする。
- ※ 接種済証や接種記録書を紛失した場合、予診票の写し(本人控え)でも可とする。 なお、接種事実を確認するいずれの書類も提示できない場合でも、接種記録が確認できる限りは接種証明書を発行する必要が あるが、この場合は接種記録の確認のために時間を要する場合があることから、原則、これらの書類が必要であることを周知する。

場合によって、必要な書類

- ⑤ 旅券に旧姓・別姓・別名(英字)の記載がある場合 旧姓・別姓・別名が確認できる本人確認書類
- ⑥ 代理人による請求の場合 委任状
- ⑦ 郵送の場合 返信用封筒(申請者が切手貼付、返送先住所を記載し提出)と 住所の記載された本人確認書類
- (2) 申請者が、(1) の書類を準備して、接種を実施した市区町村の窓口を訪問、又は郵送
- (3)窓口担当者が(1)の書類を確認

【確認内容】

- ・接種券・接種済証から、自自治体の住民の接種が確認
- ・書類の不足、記載ミス等の不備がないか確認

紙申請・紙交付の手続の流れ②

※2及び3は、すべて市区町村が行う手続

2. 照会

(4)端末からVRSにアクセス (LGWAN系のネットワークからアクセス可能)



- ① 接種券番号
- ② マイナンバー

【VRS改修予定】

- ③ 氏名・生年月日・性別の3情報(接種券番号、マイナンバーのいずれも不明な場合)
- (6) 照会でヒットした対象者の接種記録と、提示等された書類との一致確認

市区町村 🛗

申請者

1. 申請

3. 交付

紙又は郵送

3. 出力 3. 出力·交付(窓口又は郵送)

(7) 旅券記載の旅券番号、ローマ字氏名、国籍等を入力

【VRS改修予定】

(8) VRSに表示される接種証明書のプレビューを確認し、出力内容を確定

【VRS改修予定】

- (9) 偽造防止用紙を用意し、接種証明書を印刷
- (10) 印刷された接種証明書を申請者に手渡し、記載内容を申請者に確認してもらう ※郵送の場合:印刷された接種証明書を返信用封筒に入れて郵送

4

3

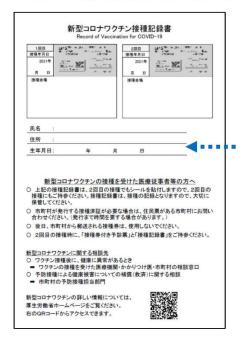




関連書類サンプル

接種記録書

接種券が発行される前に接種を受けた人(医療従事者等の先行・優先接種対象者等)に渡されるもの



氏名・ 住所・ 生年月日 は手書き

接種済証

● 接種券を用いて接種を受けた人に渡されるもの



旅券



※消えるボールペンで書かないでください

Year Month Date 年 月 日 令和

福生市長 宛て

To: Mayor of Fussa city

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 交付申請書 Application Form for Vaccination Certificate of COVID-19

予防接種法施行規則附則第18条の2第1項に規定する予防接種証明書の発行について次

		青求します。		2/4 -	<i>y</i> ,,, <i>y</i> ,,,,	, , , , , , , , ,	玉師: 71 目 - 270	
(あな)		住 所 Address						
)窓口に来た人	フリガナ							
	氏 名 Name							
人		生年月日	西暦		年	月	日	d.
		Birth date	-		Year	Month	Date	
Visito	r	連絡先電話番号 Phone number	(2	_)
(証明を必要とする人)		□窓口に来た人と同 Same as ①			欄の記載は ⁷ ecessary for			
		住 所 Address						
②請求者	フリガナ							
	氏 名 Name							
		生年月日	西暦		年	月	日	
		Birth date	-		Year	Month	Date	<u>.</u>
Applicant (who wish to get the certificate)		①あなたと②請求者の関係 Applicant's relationship with ①	口夫 Husb /Wi	and	コ父母・子 Parent /Child	□祖父母・ Grandparen /Grandchil	t Other)
		連絡先電話番号 Phone number	(2.2	Þ)
③ そ 渡航予定国・地域 Planned travel の destination (country/area)								
※市役所	听確	認欄						
パスポート原・写			接種券	接種済訂	E • 接種記録	禄書 • 予診票	原・写	
任意代理人(委任状) ・ 法定代理人(確認書類)								
発 行 者		確認者		電話連約	B 月	B () 時) 連 紹 者

2の証明論には「本かく」が記録を加えば、19世間では、19世間には、19世間論には、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世記述は、19世間語は、19世間語は、19世間語は、19世紀は、19世記述は、19世紀は、 新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19

姓名

[Surname Given name]

東京都 福生市 パターン1

[TOUKYOU FUSSA]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)

1950-01-01

国籍 [Nationality]

JAPAN

旅券番号 [Passport No.]

1111111111

1回目接種「First Dose

ワクチンの種類 [Vaccine Type]

COVID-19 mRNA

メーカー [Manufacturer]

ファイザー

[Pfizer/BioNTech]

製品名 [Product Name]

コミナティ

[COMIRNATY]

製造番号 [Lot Number]

LOT0001

接種年月日 [Vaccination Date](YYYY-MM-DD)

2021-04-30

接種国 [Country of Vaccination]

日本 [JAPAN] 2回目接種 [Second Dose]

ワクチンの種類 [Vaccine Type]

COVID-19 mRNA

メーカー [Manufacturer]

ファイザー

[Pfizer/BioNTech]

製品名 [Product Name]

コミナティ

[COMIRNATY]

製造番号 [Lot Number]

LOT0002

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)

2021-05-25

接種国 [Country of Vaccination]

日本 [JAPAN]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

東京都 福生市長

[Mayor of Fussa City, Tokyo Prefecture]

日本国厚生労働大臣

[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]

Q00001-20210716-000477

証明書発行年月日 [Issue Date](YYYY-MM-DD)

2021-07-16



